

外科医師は無実です **高裁判決を破棄し、無罪にして下さい**

2020年7月13日、東京高等裁判所(朝山芳史裁判長)は、東京地裁の無罪判決を破棄して、懲役2年の実刑判決を出しました。

2016年5月10日、東京都足立区の柳原病院で、乳腺腫瘍の摘出手術をした外科医師が、女性患者から「わいせつ行為をされた」と訴えられました。患者は手術時に全身麻酔をしており、「被害」を訴えたのは術後約30分のことでした。外科医師は、一貫して無実を訴えています。

この事件は、犯罪そのものがありません。現場は満床の4人部屋で、医師・看護師が頻繁に出入りしていました。女性患者のベッドは、床から35センチ開いているカーテン1枚だけで仕切られていました。ベッドは術後看護のために高く固定され、転落防止のベッド柵が3本ありました。身長165センチの外科医師には、柵をよじ登らない限り、「犯行」が不可能でした。その他の客観的状況から見ても、「犯行」は常識的に考えられません。

東京地裁の無罪判決は、患者の証言は「麻酔覚醒時のせん妄の影響を受けていた可能性」があり、信用性に疑問があるとしました。また、「アミラーゼ陽性反応があり、外科医師のDNAが一定量検出された」との鑑定結果に対しては、「手術前の触診やだ液の飛沫等による可能性を排斥できない」としました。そして、ワークシートを鉛筆で書くルール違反やDNA抽出液の廃棄について、「検査者としての誠実さに疑念がある」と、科捜研を批判しました。

これに対し、東京高裁の判決は、女性患者の「せん妄」を示す言動を具体的に述べた看護師の証言について、「カルテに記載がない」「病院関係者の証言」と排斥しました。同室にいた患者の証言も無視しました。これは医療現場の実情に反し、事実を見ない判断です。鑑定については、「客観的な資料がなく、再現性がなくても、科捜研の検査員ならば信用できる」として、鑑定結果を採用しました。せん妄については、国際的な診断基準(DSM-5)を用いて「せん妄状態にあり幻覚を見た可能性が高い」と判断した専門家証人の証言を採用せず、同診断基準を用いない証人の証言を採用しました。事実と科学を否定した判決です。

外科医師は、2016年8月25日の逮捕から105日間も身柄を拘束されました。高裁判決が確定すると、刑務所に収監され、医師免許もはく奪されてしまいます。1日も早い救済が必要です。全国の医療関係者が、「日常の医療行為ができなくなる。医療崩壊が起きる」と怒りの声をあげています。ひいては、患者の生命や健康に損害を及ぼしかねません。日本医師会も、「極めて遺憾。全力で支援する」と表明しました。

貴裁判所におかれましては、事実と科学を否定した高裁判決を破棄し、無罪判決を出されるよう要請します。

氏名	住所